## 鎌倉市営住宅集約化事業 募集要項等に関する質問に対する回答(追加回答第2段)

## 令和3年(2021年)10月15日

No.	質問	回答
1	土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定された区域を開発区域から外す一 方、同区域を建築基準法の建築敷地に入れることは可能でしょうか。	建築基準法の建築敷地は都市計画法の開発区域内 にしてください。
2	開発区域外に駐車場を整備する場合、開発の手続きは必要となりますか。	駐車場等についても開発区域内に整備するご提案 にして下さい。
3	土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域に指定された区域を開発区域に入れて対策 工事を行う場合、対策工事中に都市計画法の開発手続きを行うことは可能ですか。	開発区域内に土砂災害特別警戒区域に指定された 区域を入れる場合は、土砂災害防止法第10条第1 項の規定に基づく特定開発行為の許可を得る必要 がありますが、都市計画法の協議と土砂災害防止 法の特定開発行為許可の手続きは同時に進めてい く対応になると考えています。